【 開発行為の基本的な流れ 】

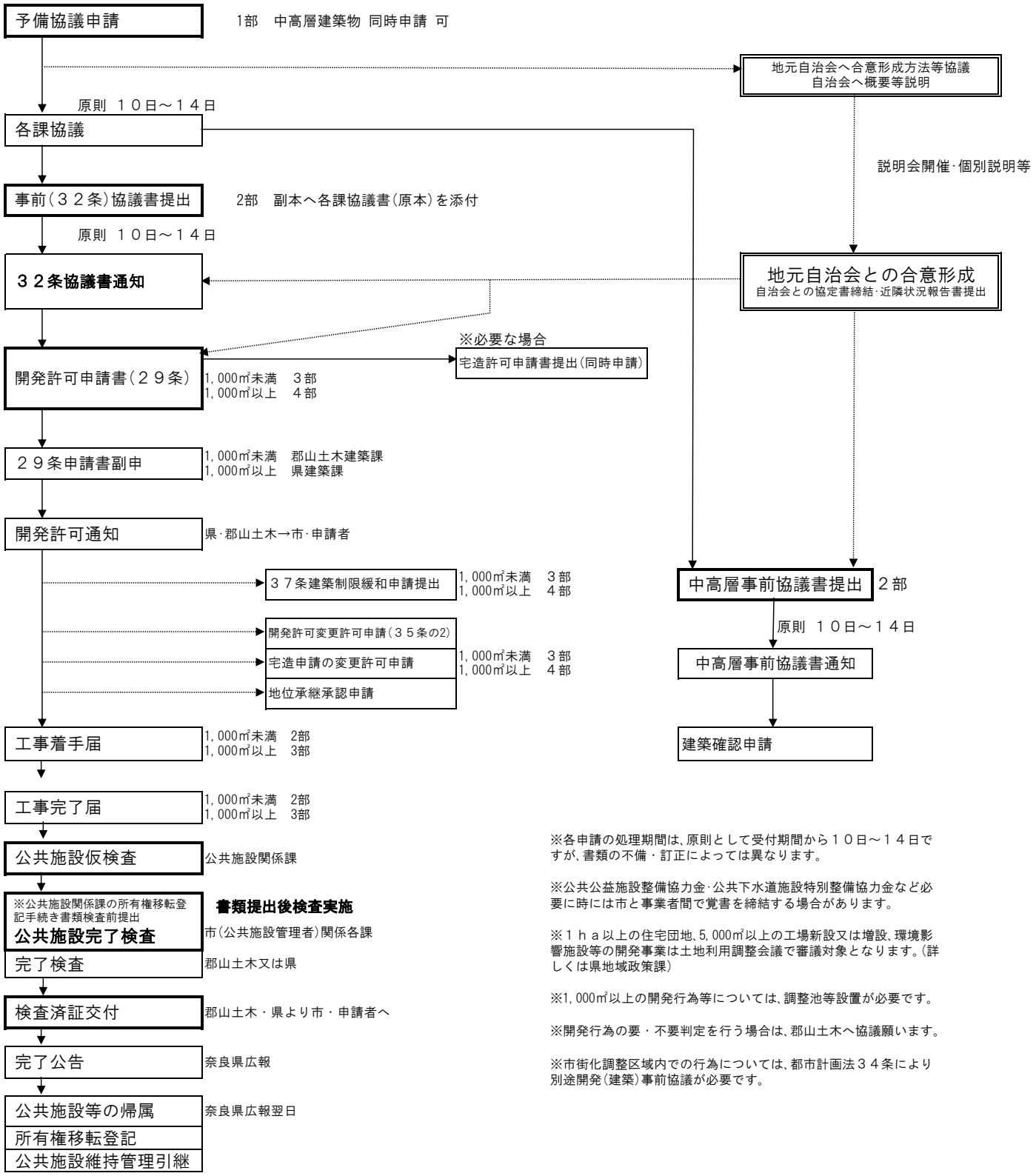

※各申請の処理期間は、原則として受付期間から１０日～１４日ですが、書類の不備・訂正によっては異なります。

※公共公益施設整備協力金･公共下水道施設特別整備協力金など必要に時には市と事業者間で覚書を締結する場合があります。

※１ｈａ以上の住宅団地、5,000㎡以上の工場新設又は増設、環境影響施設等の開発事業は土地利用調整会議で審議対象となります。（詳しくは県地域政策課）

※1,000㎡以上の開発行為等については、調整池等設置が必要です。

※開発行為の要・不要判定を行う場合は、郡山土木へ協議願います。

※市街化調整区域内での行為については、都市計画法３４条により別途開発（建築）事前協議が必要です。